

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第3回（※）河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成25年12月19日（木曜日）14:00～17:25

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜市側説明員＞ 坂上地域福祉部長、井上生活福祉課長、小川生活福祉課参事、西野生活福祉課主査

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査、山中総務課職員

案件審議（案件1：本件不正支出事件についての市の調査の検証（主に追加支給分について）、案件2：生活保護電算システムの検証）

委員から市の調査で判明している不正処理のパターンに則して、作成する書類と生活保護電算システムの操作処理を説明してほしいとの要請があったことから、今回の会議では、市による調査で支給月平成21年1月から平成23年4月までの追加支給分で判明している不正支出の態様やこれまでの調査で判明した事項について、当時の追加支給分の決裁書類及びケースファイル等の記録内容を生活福祉課職員から委員に提示等しながら説明を行った。

追加支給分に係る不正支出に関して行った市の調査は、支給月が平成21年1月から平成23年4月までの追加支給分について調査の対象とし、正規の支出であれば必ずケースワーカー（職員）により作成されている保護決定調書（押印された決裁書類）があるはずであるから、追加支給用の資金前渡金の管理口座の通帳の出金の記録データとそれに

対応する保護決定調書の有無を出金1件ごと照合して行った。その調査の結果、支給月が平成21年1月から平成23年4月までの追加支給分の不正支出の態様としては、①保護決定調書（押印された決裁書類）がないにもかかわらず、追加支給用の資金前渡金の管理口座から不正に出金され、虚偽の領収書が作成されているケースと、②保護決定調書（押印された決裁書類）にある金額を上回る金額が追加支給用の資金前渡金の管理口座から不正に出金され、虚偽の領収書が作成されているケースがあり、不正支出の多くが①のケースであることが判明していること、しかし、現時点では不正支出かどうか判明しない不明分がなお存在することなど、生活福祉課職員から委員に報告し、説明を行った。

その際に、実際の保護決定調書（押印された決裁書類）及びケースファイル等の書類を委員に提示して、それらの書類に記載された内容について確認が行われた。

また、当時運用していた生活保護電算システムの検証については、本件の元職員が生活保護電算システムのシステム担当として、すべての事項にアクセスし操作できる権能を有していたことについて説明するとともに、前記元職員が生活保護の経理担当として、医療費などの現物支給（医療機関等に市から直接支払われるもの）について、同システムの「経理状況登録」により入力することとなっていること、この経理状況登録で過去に生活保護決定が廃止されている者1名に対し、5000万円を超える金額が入力されていることが判明した経緯についての説明と生活保護電算システムにより経理状況登録で入力されていたデータの確認が行われた。

さらに、今後の市の調査では、本件の元職員が生活保護所管課に在籍していた平成13年4月以降について、保護決定調書とケースファイル、それに資金前渡金の口座の出金記録を1件ごとつき合わせて調査を实

施していくこと、また、これまでの市の調査で不正支出かどうか判明しない不明分についても、不正支出かどうかの確認を行っていくことを生活福祉課職員から委員に報告された。

その他、社会福祉法に基づく福祉事務所職員としての権能と役割と市長の補助機関としての職員の権能と役割についてや、生活保護電算システムの改良を行うことで不正な処理を抑制することができないか等についても検討が行われた。

最後に、次回日程については、委員間で日程を調整の上で決定することとし、次回案件については、再度定例支給分について引き続き審議を行い、生活福祉課職員から説明を求めることとなった。

なお、次回案件についても、今回と同様に生活保護被保護者の個人情報に記載や入力された書類や電算システムを用いて引き続き審議することとなることから、今回と同様、会議を非公開で行うとの方針が委員3名により決定された。

以 上

※ 赤字部分 会議の開催回の表示を追加しました。